

立命館小学校
保護者の皆さまへ

重要なお知らせです。
必ずご覧ください。

2021年度

立命館児童総合保障制度

(学生・こども総合保険)

団体割引※

25% 適用

※前年度ご加入いただいた
被保険者の人数に従って
割引率が適用されます。

申込締切

2021年3月31日(水)

お早めにお手続きください。

NEW

特定感染症による補償を追加しました！

特定感染症(新型コロナウイルス感染症含む)を発病した場合にも、
傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金および傷害通院保険金をお支払いします。



※「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症(*)をいいます。

(*)新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

ご加入方法

入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます。

Step1

パンフレットよりご希望のタイプをお選びください。

Step2

スマートフォンでご加入いただくか、同封の「加入申込票」に必要事項をご記入・ご署名ください。

Step3

同封の「振込依頼書」に必要事項をご記入の上、ご加入申込タイプの保険料をお近くの金融機関からお振込みください。

Step4

ご記入・ご署名済の「加入申込票」と「振込受付証明書」(◎票)を返信用封筒にて郵送ください。
スマートフォンでご加入された方は「加入申込票」の提出は不要です。

Step5

加入者証は、2021年6月上旬頃に保険会社より郵送にてお届けする予定です。

学校法人 立命館

機関保険代理店 株式会社 クレオヒューマン

(株)クレオヒューマンは学校法人立命館が設立した「(株)クレオテック」の100%出資会社で立命館関連の損害保険を扱う保険代理店です。

このたびご案内します保険は「**学生・こども総合保険**」です。

**さまざまなケガや
損害賠償事故等を補償**

■ 目 次 ■

立命館児童総合保障制度	の特長	・・・・・・・・	2ページ
お 申 込 方 法 他		・・・・・・・・	2ページ
例えばこのようなときお役に立ちます		・・・・・・・・	3ページ
保 険 料 と 保 険 金 額		・・・・・・・・	4ページ
保 険 の 概 要		・・・・・・・・	5ページ
			） 10ページ
ご加入にあたっての注意事項		・・・・・・・・	11ページ
重 要 事 項 の ご 説 明		・・・・・・・・	12ページ
			） 14ページ
ご 加 入 内 容 確 認 事 項		・・・・・・・・	15ページ

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

立命館児童総合保障制度の特長

1 保険料に団体割引25%が適用されます

学校法人立命館を保険契約者とする団体契約のため団体割引25%が適用されます。※

2 申込み後は卒業予定時まで手続は不要

「小学校を卒業するまで(6年間)」に合わせた保険期間としていますので、卒業予定時まで更新手続などのお手間はかかりません。

3 充実した補償

- 特定感染症(新型コロナウイルス感染症含む)を発病した場合にも、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金および傷害通院保険金をお支払いします。
- お子さまのケガだけでなく、病気による入院・手術・放射線治療の補償をセットしました。ケガ・病気ともに、入院1日目から補償されます。
- お子さまの細菌性およびウイルス性食中毒や、熱中症(熱射病、日射病)による身体障害も補償されます。
- 扶養者に万一のことがあった場合の補償もセットされています。
お子さまが学業を全うできるよう、扶養者がケガで亡くなられたり、重度の後遺障害が生じた場合の育英費用、学資費用を補償します。Aタイプについては、病気により扶養者が亡くなられた場合の学資費用も補償します。
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償されます。

※団体割引率は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。

お申込方法

【保険料払込方法】

所定の振込依頼書に必要事項をご記入のうえ、お近くの金融機関から振り込みください。

【加入申込票について】

スマートフォンでご加入いただくか、「立命館児童総合保障制度(学生・こども総合保険)加入申込票」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、「振込受付証明書(㊟票)」を同封し、返信用封筒にて郵送ください。スマートフォンでご加入された方は「立命館児童総合保障制度(学生・こども総合保険)加入申込票」の提出は不要です。

「振込受付証明書(㊟票)」のみ郵送ください。



申込締切日 2021年3月31日(水)

加入者証について

加入者証は、2021年6月上旬頃に保険会社よりご自宅に郵送にてお届けする予定です。

主な事故例

傷害事故	野球の練習中、右足ひざを捻挫。(入院51日間、通院3日間)
傷害事故	サッカーをしていて足をひねり、右足靱帯を切断。(通院33日間)
傷害事故	自宅風呂場で足をすべらせ右足の裏を切る。(通院19日間)

例えばこのようなときお役に立ちます

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。
卒業予定時までの長期契約ですので一度のお手続で卒業まで安心です。

NEW

特定感染症補償特約付帯！

特定感染症(新型コロナウイルス感染症含む)を発病した場合にも、
傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金および傷害通院保険金をお支払いします。



1

学校内だけでなく、ご家庭、スポーツ、
レジャー、旅行等でのケガも補償

(日本国内・海外とも補償)

児童本人のケガ

偶然的事故によるケガのための死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。
入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。



■お支払いする保険金の種類:

死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

<事故例> 家族と行った海外旅行で交通事故に遭い20日間入院。帰国してからも10日間通院した。

2

病気で入院したとき

(日本国内・海外とも補償)

児童本人の病気

病気により入院をされたり、手術や放射線治療を受けられたりした場合に補償します。
入院1日目から保険金をお支払いします。



■お支払いする保険金の種類:

疾病入院保険金、疾病手術保険金、
放射線治療保険金

<事故例>
肺炎で入院した。

3

搭乗している航空機が遭難したとき

救援者費用等補償

(日本国内・海外とも補償)

児童本人が保険期間中に住宅外において被ったケガのため、継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難したりした場合等に、親族の方等が負担された、社会通念上妥当な搜索救助費用や救援者の現地までの交通費、宿泊料等をお支払いします。



■お支払いする保険金の種類: 救援者費用等保険金

<事故例> 海外旅行中、搭乗していた航空機が遭難した。

4

扶養者に万一のことがあった場合

扶養者の方が、ケガにより死亡されたり、重度の後遺障害になられた場合 (日本国内・海外とも補償)

なお、Aタイプをお選びいただいた場合は、「学資費用補償」は急激かつ偶然的な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が病気により死亡された場合も補償の対象となります。

育英費用補償

ケガのみ

保険金額の全額を一時にお支払いします。

■お支払いする保険金の種類: 育英費用保険金(定額)

<事故例> 入学後、ある日突然、学費を負担してくれていた父親が交通事故で亡くなってしまった。



学資費用補償

(注)

被保険者(お子さま)が実際に負担した費用
(授業料・施設設備費等)の実額をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類: (ケガ)学資費用保険金(実額)
(病気)疾病学資費用保険金(実額)

(注) 学資費用補償についてはAタイプをお選びいただいた場合、扶養者の方が病気により亡くなられた場合もお支払いの対象となります。

保険料と保険金額

団体割引25%適用(注)

保険期間

2021年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで6年間
(学業費用(学資費用)支払期間 2027年4月1日まで)

ご加入タイプ

A タイプ

B タイプ

保 険 料	6年間分 (一括払)	保険料	93,000円	79,000円
保 険 金 額	死亡・後遺障害 (死亡・後遺障害保険金額)	ケガ	121.3万円	107.4万円
	入院 (入院保険金日額)	ケガ	4,000円	4,000円
	手術 (手術保険金)	ケガ	入院中の手術 : 傷害入院保険金 日額の10倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金 日額の5倍	入院中の手術 : 傷害入院保険金 日額の10倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金 日額の5倍
	通院 (通院保険金日額)	ケガ	2,000円	2,000円
	入院 (疾病入院保険金日額)	病気	4,000円	4,000円
	手術 (疾病手術保険金)	病気	入院中の手術 : 疾病入院保険金 日額の10倍 入院中以外の手術 : 疾病入院保険金 日額の5倍	入院中の手術 : 疾病入院保険金 日額の10倍 入院中以外の手術 : 疾病入院保険金 日額の5倍
	放射線治療 (放射線治療保険金)	病気	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍
	救援者費用等 (救援者費用等保険金額)		100万円	100万円
	育英費用 (育英費用保険金額)	ケガ	100万円	100万円
	学資費用 (学資費用保険金額)	ケガ	100万円	100万円
	学資費用 (疾病学資費用保険金額)	病気	100万円	

天災危険補償 (日本国内・海外とも補償)

全てのセットに天災危険補償特約がセットされていますので地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金、育英費用保険金、学業費用補償特約の規定による学資費用保険金をお支払いします。



地震によってビルの窓ガラスが割れ、ケガを負ってしまった。

- 上記は職種級別A(児童等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 上記には長期保険特約がセットされています。
- この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされていますので、特定感染症を発病した場合にも、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金および傷害通院保険金をお支払いします。詳細は7ページをご確認ください。

(注)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

■保険の概要■ 学生・こども総合保険

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
傷害保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくても、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●9ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
			保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
			保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	入院保険金日額 × 入院※した日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
			保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	① 入院※中に受けた手術※の場合 入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額 × 5 (注1)事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
			保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	通院保険金日額 × 通院※した日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

■保険の概要■ 学生・こども総合保険

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
(★) 疾病入院保険金 (疾病補償基本特約) 欄外(☆)参照	○	○	保険期間の開始後(※)に発病※した病気の※のため、保険期間中に、入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性による病気 ●妊娠または出産(「療養の給付」等(※2)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(※3)より前に発病※した病気(※4)については、保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(※5)からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 ＜お支払い対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害など (※2) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※3) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4) 疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。
(★) 疾病手術保険金 (疾病補償基本特約) 欄外(☆)参照	○	○	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
(★) 放射線治療保険金 (疾病補償基本特約) 欄外(☆)参照	○	○	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(180日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

(☆) 疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

(※2) 疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

■保険の概要■ 学生・こども総合保険 ※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険 後遺障害保険金、 入院保険金および通院保険金補償特約 ☆指定感染症追加補償特約セット	○	○	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その特定感染症を発病した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※または発病した特定感染症に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ● <u>保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病</u> (ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険 後遺障害保険金、 入院保険金および通院保険金補償特約 ☆指定感染症追加補償特約セット	○	○	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため入院※された場合	入院保険金日額 × 入院※した日数 (注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとしなします。 (注2) 特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。 (注3) 入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金をお支払いしません。 (注5) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険 後遺障害保険金、 入院保険金および通院保険金補償特約 ☆指定感染症追加補償特約セット			保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合	通院保険金日額 × 通院※した日数 (注1) 特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金をお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)

■保険の概要■ 学生・こども総合保険

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
育英費用保険金	○	○	扶養者※が、保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害※の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額 (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など
傷害 (★学業費用補償特約)	○	○	扶養者※が、保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害※の状態になられた場合	被保険者が負担された学資費用※の実額 (注1) 学業費用支払対象期間※中に発生した学資費用に限りです。 (注2) 保険金のお支払額は、支払年度※ごとに、学資費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合 など
疾病 (★疾病による学業費用補償特約) (☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(疾病による学業費用補償特約用)をセット) (Aタイプ)	○	○	扶養者※が、保険期間の開始後(※)に発病※した病気※のため、保険期間中に死亡された場合 (※)この特約をセットした加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	被保険者が負担された学資費用※の実額 (注1) 学業費用支払対象期間※中に発生した学資費用に限りです。 (注2) 保険金のお支払額は、支払年度※ごとに、疾病学業費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した病気 ●妊娠、出産、早産または流産による病気 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当した時に、被保険者を扶養されていない場合 ●学業費用補償特約で保険金をお支払いすべきケガ※による病気 など (注) 保険期間の開始時(※1)より前に発病※した病気(※2)については、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした加入タイプに継続加入される場合で、病気を発病した時が、その病気により死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超える加入タイプの場合は2年となります。)以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) この特約をセットした加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2) この病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

■保険の概要■ 学生・こども総合保険

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
★ 救援者費用等保険金 (入院ワイド型) 特約	○	○	救援対象者※が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者(*)が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被った外出中のケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院※された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族※をいいます。	救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分をいいます。 ア. 遭難した救援対象者※の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者※の現地※までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)(*) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*) エ. 死亡されたまたは治療※を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度※ごとに保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、救援対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による費用 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ● 脳疾患、病気または心神喪失による費用 ● 妊娠、出産、早産または流産による費用 ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置による費用 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動※」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

◇ 前記以外の特約について

天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金、育英費用保険金、学業費用補償特約の規定による学資費用保険金をお支払いします。
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ※に含め、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

補償対象外となる運動等	
山岳登山(*)1、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*)2操縦(*)3、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*)4搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*)2 グライダーおよび飛行船は含みません。 (*)3 職務として操縦する場合は含みません。 (*)4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	

■保険の概要■ 学生・こども総合保険

※印の用語のご説明（詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。）

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者（*）が医師の場合は、被保険者（*）以外の医師をいいます。
- （*）救済者費用等補償（入院ワイド型）特約の場合は救済対象者※とします。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を合せて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取扱います。
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者※が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
- 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「救済者」とは、救済対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地※へ赴く救済対象者の親族※（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転等をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含みます。
- （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りです。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「現地」とは、事故発生地または救済対象者※の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※において、疾病入院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
- 「支払対象期間」とは、疾病入院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
- 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日（*1）から1年以内に到来する支払対象期間終了日（*2）の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日（*2）の応当日から1年間をいいます。
- （*1）扶養者※が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
- （*2）加入者証等記載の学業費用補償特約の支払対象期間終了日をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害※のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療※に該当する診療行為（*2）
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーマービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（*）をいいます。
- （*）新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度...といいますが、ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は学校法人立命館が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は立命館小学校に在籍する児童(入学等手続を終えた方を含みます。)(の保護者に限ります。
- この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、立命館小学校に在籍する児童(入学等手続を終えた方を含みます。)です。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも次のとおり補償されます。
 - 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
 - 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
 - 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内に連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
 - 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)(が)保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
 - 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)(が)保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**
 - (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 - 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 - 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - (*)法律上の配偶者に限ります。
- 保険金支払いの履行期
 - 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2)を終えて保険金をお支払いします。(*)3)
 - (*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - (*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 税法上の取扱い(2020年10月現在)
 - 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - (注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
 - (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(学生・子ども総合保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

●被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学手続を終えた方を含みます。)(※1)
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
●扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること(被保険者が成年である場合を除きます。) ②被保険者と同居していること(下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。) ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲(※2)	加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)

- (※1) 1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となります。
2.入学手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。
3.保険始期時点で満1才未満または満30才以上の方は疾病補償基本特約をセットすることはできません。
- (※2) 救済者費用等保険金については、救済対象者をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」(5～9ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険の概要」(5～9ページ)をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険の概要」(5～9ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」(5～9ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は6年間です。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「保険期間」(4ページ)および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」(4ページ)の保険金額欄および加入申込票のタイプ名欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と保険金額」(4ページ)の保険料欄および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

「お申込方法」(2ページ)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(学生・子ども総合保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は学校法人立命館が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合
また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の「ご契約の引受範囲外」に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞	下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続きが必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

①扶養の有無または扶養者の変更

②学校の種類の変更

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社へ解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 育英費用条項	GKケガの保険 育英費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、「お申込方法」(2ページ)記載の方法により払込みください。「お申込方法」(2ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」(5～9ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「お申込方法」(2ページ)記載の方法により払込みください。「お申込方法」(2ページ)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<育英費用条項について>

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

① 引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合

② 被保険者(*)が独立して生計を営むようになられた場合

③ 被保険者(*)が特定の個人により扶養されなくなった場合

(*) 傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」(11ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(1ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の ご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(「学生・子ども総合保険」の疾病補償基本特約、疾病による学業費用補償特約)にお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の責任期間開始前に生じている病気やケガに対しては保険金をお支払いできないことがあります。

② 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

③ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 クレオヒューマン
TEL 075-463-9178

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)
電話受付時間: 平 日 9:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、
こちらから



※対応可能な事故は限定されています。
詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00

(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

ご 加 入 内 容 確 認 事 項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。**

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- * ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- * ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

●お問い合わせ・連絡先

＜代理店・扱者＞ 株式会社クレオヒューマン
TEL:(075)463-9178 FAX:(075)463-9179
〒603-8353 京都市北区平野上八丁柳町28番地
受付:月～金 9:00～17:00(土・日・祝日は除く)

＜引受保険会社＞

三井住友海上火災保険株式会社
京都支店 金融法人営業課
TEL:(075)343-6141
〒600-8090 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町
266 三井住友海上京都ビル7階
受付:月～金 9:00～17:00(土・日・祝日は除く)

【万一、事故が起こった場合は】遅滞なく代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、[こちらから](#)



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。